

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーのために当社の企業価値を最大化すること、及び経営の透明性・効率性を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの要諦であると考えています。

そのため以下の要素を備えた取締役会及び監査役、監査役会で構成される監査役制度を基礎とした、コーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

【取締役会】

・社外での豊富なキャリアと高い見識力を、業務執行に関する意思決定や取締役の職務執行に対する監督にとって有益な意見が期待できる社外取締役を2名以上選任し、透明性の高い経営を行っております。

【監査役・監査役会】

・会社業務に精通し、実際に職場に赴き、調査権限を行使することで業務の実情を把握することが出来る役付取締役経験者またはそれに準ずる者より選任された常勤監査役を設置しております。

・多数決ではなく、単独でその裁量的判断に従い監督機能が発揮でき、取締役の責任を追及する際も各自が単独の判断で行動できる独任制の監査役を設置しております。

・取締役会において高い専門性、豊富なキャリアと高い見識から取締役の職務執行について有益な監査を期待できる弁護士、公認会計士である社外監査役を選任しております。

また、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実のため、当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半を占める「役員人事・報酬諮問委員会」を設置し、加えて、社外取締役と社外監査役による情報交換、認識共有の場として「社外役員懇談会」を設置し、定期的開催を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保(原則2 - 4)】

補充原則2 - 4

当社は、人数規模が比較的小さく、母集団としては限られることから、中核人材の登用等における多様性の確保にかかる目標値を定めておりませんが、今後の経営計画に則して多様性確保に向けた人事制度改革や人材育成計画を検討してまいります。

【情報開示の充実(原則3 - 1)】

補充原則3 - 1

当社グループは、自社のサステナビリティについての取組みをウェブサイトにて開示しております(<https://www.zuiko.co.jp/about2/sdgs/>)。人的資本への投資として、第二次中期経営計画において「組織力の強化」を重点施策として掲げ、社員一人ひとりが健康で働きがいをもち活躍できる環境整備に努めるとともに、ジェンダーや国籍にとらわれないダイバーシティな人材登用を推進してまいります。また、知的財産への投資として、「中長期的視点での研究開発」「保有技術やノウハウを活かした新ビジネスの展開」を進めることで、知的財産の取得および活用を進めてまいります。

なお気候変動に係るリスク及び収益機会が事業活動や収益等に与える影響の開示については、当社グループは4つのテーマ(ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標)に応じて取組みを進めてまいります。

【取締役会の役割・責務(2)(原則4 - 2)】

補充原則4 - 2

当社は、サステナビリティを巡る取組みについてウェブサイトにて開示しています。(<https://www.zuiko.co.jp/about2/sdgs/>) サステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針については、これらの継続的な取組みも踏まえて、今後策定してまいります。

人的資本への投資の重要性に鑑み、人事制度の企画や制度改定の際には、人材・組織の持続的な成長に資するよう、取締役会で十分に審議して決議を行っています。また知的財産への投資の重要性に鑑み、事業ポートフォリオをふまえた多様な研究開発活動を通じて、知的財産の取得および活用を積極的に進めるとともに、その妥当性や進捗状況については取締役会で適宜監督がなされるようにしております。

【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(原則4 - 11)】

補充原則4 - 11

当社取締役会は、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したマトリックスを作成し、会社の組織体制に応じた人数と専門分野の組み合わせを考慮して、取締役候補者を決定しております。当該マトリックスについては、第59回定時株主総会より、株主総会参考書類において開示しております。また、当社は、取締役会での議論の実質性を高めるために、取締役会の少人数体制を維持する一方、社外取締役及び社外監査役を選任し、経営の透明性と健全性の維持・向上に努めております。現在、取締役は6名であり、そのうち2名は独立社外取締役となります。社内出身の取締役は、設計・開発・生産・営業・人事・経理財務等の会社の主要な各機能の幹部層から選任し、社外取締役及び社外監査役は、現下の主要な経営課題に則して期待する専門性・知見・経験等を明確にして選任しています。なお、当社では、「役員人事・報酬諮問委員会」を設置し、経営陣幹部・取締役の選解任を審議することとしております。その際、経営環境の変化を見通し、経営戦略に反映させる上で、より重要な役割を果たすという観点から、社外取締役に製造業での経営経験者を含めることも考慮しております。

【経営戦略や経営計画の策定・公表(原則5-2)】

補充原則5-2

当社グループの事業ポートフォリオは、現時点で「生理用ナプキン製造機械及び紙オムツ製造機械等の一般産業用機械・装置製造業及びその他の事業」であります。一般産業用機械・装置製造業の他、その他の事業についても成長性・収益性・継続性を見極めた積極的な投資を検討することにより、事業ポートフォリオに関する基本的な方針等を示すことができるよう、検討を進めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【政策保有株式(原則1-4)】

当社は、当社取引先との長期的な信頼関係の構築により、当社の中長期的な企業価値を向上させることを目的として、当社取引先である上場会社の株式を保有しております。

これらの政策保有株式のうち主要なものについては、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、毎年経営会議等にて、その株式の政策保有についてのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性を検証し、その上で、取締役会において、その保有目的、その他考慮すべき事情等を総合的に勘案した上で、保有の要否を判断します。具体的には次のスクリーニング基準を設け、検証が必要な銘柄を抽出しております。

<スクリーニング基準>

- 株価水準、財務内容から株式価値の毀損が大きいと判断される企業
- 前事業年度の業績において、営業利益、経常利益または当期純利益のいずれかがマイナスを計上している企業
- 法令違反や反社会的行為等の社会的に影響の大きい不祥事を起こした企業
- 支配権の変動や企業組織の大幅な改編等、または保有目的の阻害や株式価値を著しく毀損する可能性のある議案が付議された企業

また、議決権の行使については、個々の銘柄、議案に対し、その議案が当社の保有方針に適合するか、発行会社の継続的な成長を期待できる内容であるか否かを総合的に勘案し、行使しております。

【関連当事者間の取引(原則1-7)】

当社では、役員や主要株主等との取引を行う場合、取締役会への報告を求め、その相当性について審議・検証する体制を整備しております。また、これらの関連当事者との取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や金融商品取引所が定める規則に従って必要な事項を開示いたします。更には、関連当事者との取引の実施状況等に係る情報を適切に把握・管理し、必要に応じて取締役会で審議・決議を要することとしており、かかる目的を達するため、取締役会は、当該取引の実施状況等の報告を定期的な受け付けとしております。

【企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮(原則2-6)】

当社は、企業年金の積立金の管理及び運用に関して、社外の資産管理運用機関等と契約を締結しております。当社は、当該資産の運用基本方針を策定し、その方針に従って資産運用を委託するとともに、運用資産を定期的に時価により評価いたします。また、これらの外部機関による運用実績等をモニタリングすべく専門部署が業務を担当してまいります。

【情報開示の充実(原則3-1)】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、紙オムツ・生理用ナプキン製造機械の専門メーカーとして時代の変化にスピーディーに対応して新しい価値を創造し、時代を先取りする独創性と技術力でお客様の課題を解決するのみでなく、お客様の期待を超えた提案をし続けられるよう、当社社員の成長を促し、企業価値を向上するために、経営理念等を策定して、経営戦略の実行により経営計画の達成に努めています。

a) コーポレートメッセージ:

『Make the Impossible Possible』(不可能を可能にする)に、当社グループのMISSIONを具現化すべく、VISIONへの想いと決意を込めています。

b) MISSION

『ものづくりのグローバルメーカーとして新しい価値を創造し、ヘルスケア産業の発展と人々の健康・福祉に貢献する』を当社グループの使命として、MISSIONに定めています。新たなビジネスと価値を創造し、業界の発展と人々の健康・福祉に貢献する企業集団でありつづけることで、当社グループの持続的な成長と永続的な企業価値向上を図ってまいります。

c) VISION

『時代を先取りする独創性と技術力でお客様の期待を超える機械を生み出し、グローバル市場に確固たる地位を築く』を、当社グループの目指す姿として、VISIONに定めています。新しい価値を提供するために、お客様の期待を超える機械を生み出し、スピード感をもって、果敢にグローバル市場に挑戦し続け、永続的な企業価値向上を通じて、お客様・社員・株主の皆様のご期待にこたえる企業集団を目指しています。

d) THE ZUIKO WAY

MISSIONやVISIONの達成に向けて、当社グループにおける行動指針を定めたものです。

『独創する』

- ・柔軟かつ大胆に発想し、誰もやらなかったことに挑もう。
- ・大きな発明の種となる、小さな気づきを大切にしよう。
- ・見たことのない成果を生み出すために、どんどん失敗しよう。

『技術を深める』

- ・お客さまの視点に立ちながら、お客さまの期待を超える仕事をしよう。
- ・他社には真似ができないニッチな領域の専門性を磨こう。
- ・数値には現れない感覚的な部分まで、品質にこだわり抜こう。

『開拓する』

- ・スピード感を持って、日々の業務に邁進しよう。
- ・変化し続けるグローバル市場に、果敢に挑戦しよう。
- ・常にパイオニア精神を忘れず、新たなマーケットを開発しよう。

『共生する』

- ・メンバーの個性と専門性を尊重し、ALL ZUIKOで仕事に取り組もう。
- ・積極的なコミュニケーションで、風通しの良い会社にしよう。
- ・サステナブルな社会のため、環境に配慮した仕事を心がけよう。

e) 経営戦略・中期経営計画:

当社は、経営理念・ビジョンに基づき、2016年4月に4ヵ年の『第1次 中期経営計画』に着手し、当該結果をふまえ、さらなる企業価値の向上を目指し2020年4月に3ヵ年の『第2次 中期経営計画』(https://ssl4.eir-parts.net/doc/6279/ir_material/138668/00.pdf)を策定しました。

()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針:

当社では、株主をはじめとする全てのステークホルダーのために当社の企業価値を最大化すること、及び経営の透明性・効率性を向上させることが、コーポレートガバナンスの要諦であると考えています。このため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

基本方針:

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、次の基本方針に沿って、コーポレートガバナンスの充実を実現していきます。

株主の皆様の権利を尊重する。

株主の皆様の平等性を確保する。

株主の皆様を含む当社のステークホルダーとの良好・円滑な関係を構築する。

会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、取締役会の役割・責務を果たす。

株主との建設的な対話に努める。

()経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益との連動も考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定金銭報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての金銭報酬(賞与)及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬等は、その職務に鑑み固定金銭報酬としての基本報酬のみで構成しています。各報酬の決定方法の決定に関する方針、各報酬の割合の決定に関する方針及び報酬の決定方法については、有価証券報告書にて開示しております。

()経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、独立性を備えた取締役が委員長を務め、その構成員の過半数が社外取締役または社外監査役である「役員人事・報酬諮問委員会」への諮問を踏まえて取締役会で決定しております。また、監査役候補の指名を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

()上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

全取締役候補者及び全監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示することとしています。

【取締役の役割責務(原則4 - 1)】

補充原則4 - 1

当社取締役会は、「取締役会規程」において、法令及び定款に定められた事項のほか、M & A、組織再編、主要な子会社役員を選任、多額の資産の取得・処分等の当社及び当社グループ会社に係る重要事項を取締役会の決議事項と定めており、それ以外の事項については、経営陣に決定を委任しております。

【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質(原則4 - 9)】

当社取締役会は、社外取締役の独立性判断基準を以下のように定めて、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができる候補者を選定するよう努めています。

1 基本的な考え方

独立社外取締役とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役をいうものとする。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあるため、独立性はないと判断する。

2 独立性の判断基準

上記1の基本的な考え方を踏まえて、以下に該当する者は、独立性はないものと判断する。

(1) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

当社または当社の子会社が、当該取引先との意思決定に対して重要な影響を与え得る取引関係がある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当社または当社の子会社との取引による売上が、当該取引先の売上高全体の5%以上を占めている場合における当該取引先が含まれる。

当社は、毎年、社外取締役候補者の兼務先(業務執行者としての兼務先)である企業との取引を所管する当社部門を通じて、当該兼務先へ直接照会を行う等の方法により、当社及び当社子会社と当該企業との取引関係を調査し、その独立性について判定を行う。

(2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

当社の意思決定に対して重要な影響を与え得る取引関係のある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当該取引先との取引による当社の売上が、当社の売上高全体の5%以上を占めている場合における当該取引先が含まれる。

当社は、毎年、社外取締役候補者の兼務先(業務執行者としての兼務先)である企業との取引を所管する当社部門と協議し、その独立性について判定を行う。

(3) 当社または当社子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士等の専門家(当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)

「多額の金銭その他の財産」の判断に当たっては、会社法施行規則第74条4項7号二または同規則第76条4項6号二の「多額の金銭その他の財産」に準じて判断するものとし、当該財産を得ている者の総収入に対する当社からの報酬の依存度が相当程度高い場合には、これに該当するものと判定する。

(4) 過去1年間において、上記(1)から(3)のいずれかに該当していた者

(5) 以下に掲げる者のうち重要な者の配偶者または二親等内の親族

a. 上記(1)から(4)に該当する者

b. 当社の子会社の業務執行者

c. 過去1年間において、上記(b)に該当していた者

d. 過去1年間において、当社の業務執行者であった者

【任意の仕組みの活用(原則4 - 10)】

当社は、任意の仕組みとして、独立性を備えた筆頭社外取締役が委員長を務め、その構成員の過半数が社外取締役または社外監査役である「役員人事・報酬諮問委員会」を設置して、役員的人事及び報酬について審議することとしています。

補充原則4 - 10

当社は、前項目【原則4 - 10. 任意の仕組みの活用】の通り、独立性を備えた筆頭社外取締役が委員長を務め、その構成員の過半数が社外取締役または社外監査役である「役員人事・報酬諮問委員会」を設置して、ジェンダー等の多様性やスキル等の観点も含めて当社経営陣幹部・取締役の指名・報酬等について審議することとしています。

【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件(原則4 - 11)】

補充原則4 - 11

当社では、取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、その役割・責務を有効に果たすための十分な時間を確保すべきとの観点から、その数を合理的な範囲にとどめております。なお、取締役及び監査役の兼任の状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しています。

補充原則4 - 11

当社取締役会は、毎年度末に、取締役会の各メンバーにアンケートを実施し、そこでの自己評価等を参考にしつつ、取締役会全体の実効性についての分析・評価を行なっております。当該分析・評価に際しては公正性・透明性に配慮し、取締役相互の監視監督を強化する所存です。

1 分析・評価方法

取締役会は、現任の取締役及び監査役のうち、2021年5月～2022年3月に在任していた者を対象として2022年3月に自己評価アンケートを実施しました。

調査対象者から忌憚のない意見を引き出すため、匿名にてアンケート調査を実施し、客観性・透明性を担保するため、外部機関に委託する方法で調査結果の回収・集計・分析を行い、その分析結果について取締役会での評価を行っております。

2 評価項目

自己評価アンケートの主な項目は、以下のとおりです。

- (1) 取締役会の役割・責務
- (2) 取締役会の運営
- (3) 取締役・監査役に対する支援体制
- (4) 取締役・監査役のトレーニング
- (5) 株主(投資家)との対話
- (6) 取締役・監査役自身の取組み
- (7) 総括

3 分析・評価結果の概要

(1) 総評

自己評価アンケートの結果、取締役会の実効性の確保については一定の評価がなされ、全体として昨年より指摘が多かったものの僅少な差であることから、大勢は維持できていると総括いたしました。

(2) 改善点と取組み

前記(1)のとおり、全体としては取締役会の実効性確保につき一定程度の評価をできるものの、個別の回答については改善すべき点の指摘もあり、来期以降、以下の取組みを継続し、取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

a. 管理部門に精通する取締役が不在であることに対する指摘もありましたが、来期以降、管理部門の役員が選出されたことで指摘事項が改善するようさらに取組みを進めてまいります。

b. 取締役会への情報提供に関しても、経営会議等の下位会議体における情報の整理・分析、下位の会議体から取締役会への適切・適時の情報提供をさらに進めてまいります。そのうえで、取締役会において種々の意見が出されることで、活発な議論を促し、来期以降も取締役会や下位会議体がさらに機能するよう取組みを進めてまいります。

c. 株主との対話に関しては、対話の機会を増やす取組みを始めております。IR活動を増やし、株主との対話において把握した意見や懸念を取締役会にて討議する機会が増えるよう取組みを進めてまいります。

【取締役・監査役のトレーニング(原則4 - 14)】

補充原則4 - 14

当社は、当社取締役及び監査役に対して、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。当社取締役及び監査役は、当社が主催する役員研修や当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。また、当社の取締役及び監査役に対して、その就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得すべく、社内の経験ある取締役が指導するとともに、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のために外部セミナー等に積極的に参加する機会を設けております。

【株主との建設的な対話に関する方針(原則5 - 1)】

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、IR担当部長を任命するとともに、IR担当部署を設置し、次の取組みを行うことを基本方針としております。株主との建設的な対話を促進するに当たっては、経営企画担当、経理・財務担当及び法務担当等社内各部署と定期的な連絡会をIR担当部長が開催することとしております。主要な機関投資家に対しては、IR担当部長及びIR担当者が、毎四半期の業績開示後に個別のミーティングを実施するほか、会社の動向に合わせて適宜、スモールカンファレンス等を実施することとしております。なお、IR担当部長は、必要に応じて、対話において把握された株主の意見・懸念の概要を取締役会に報告することとしております。決算説明会や各種ミーティングを問わず、株主との対話に当たっては、未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図るという基本的な考えのもと、インサイダー取引防止を目的とした社内規程である「インサイダー取引防止社内規則」に基づき、適切な情報管理に努めることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED (常任代理人)立花証券株式会社	5,587,600	21.25
有限会社和田ホールディングス	3,600,000	13.69
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A.LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT (常任代理人)株式会社みずほ銀行決済営業部	2,231,900	8.49
和田 明男	2,000,648	7.61

STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44 (常任代理人)香港上海銀行東京支店	1,401,500	5.33
ユニ・チャーム株式会社	980,400	3.73
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (常任代理人)株式会社三菱UFJ銀行	707,200	2.69
白十字株式会社	615,680	2.34
株式会社GM INVESTMENTS	520,000	1.97
RBC IST 15 PT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	514,600	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドについては、2021年12月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2021年11月29日付で以下の株式を所有している旨が記載されています。

名称 / 保有株券等の数 / 保有株式割合

シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド / 10,655千株 / 37.00%

当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	2月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当する特別な事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
日置 政克	他の会社の出身者													
佐々木 道夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日置 政克			グローバル企業で培われた経営や人事・総務に関する高度な見識と豊富な経験を有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員長として委員会に出席し積極的に意見を述べていただいております。同氏には引き続き業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っていただくことを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

佐々木 道夫			グローバル企業で培われた営業・マーケティング分野に関する高度な見識と豊富な経験、また会社経営者として多面的な経営判断に必要な見識・経験等を有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べていただいております。同氏には引き続き業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っていただくことを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。
--------	--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員人事・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、任意の仕組みとして、独立性を備えた筆頭社外取締役が委員長を務め、その構成員の過半数が社外取締役又は社外監査役である「役員人事・報酬諮問委員会」を設置して、役員の人事及び報酬について審議することとしております。

取締役候補者の指名に関しては、「役員人事・報酬諮問委員会」において、人格・識見・能力・資質等の選定基準を設け、当該基準を充たす者を候補者として選定した上で、取締役会にて指名することとしております。監査役候補者の指名に関しては、「役員人事・報酬諮問委員会」において、人格・識見・能力・資質等の選定基準を設け、当該基準を充たす者を候補者として選定し、会社法第343条に従い監査役会の同意を得た上で、取締役会にて指名することとしております。また、監査役のうち1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を指名しております。取締役会全体としての実効性に関する分析・評価につきましては、「役員人事・報酬諮問委員会」を設置し、自己評価を含めた適切な評価方法について審議することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、当社の開示する情報の正確性の担保を重要視しており、外部会計監査人による高品質な監査を可能とすべく十分な監査時間の確保に努めております。過去の監査実績に基づき、次年度の監査時間を検討し、十分な監査時間であることを確認した上で、契約をしています。また、不正の発覚等、当初想定されていない事態が発生して監査時間が超過した場合には、必要に応じた適切な対応をしています。

当社は、外部会計監査人の要請に基づき、外部会計監査人が経営陣幹部にヒアリングを行うなどのコミュニケーションを取る機会を設けることにより、代表取締役をはじめ各取締役等の経営陣及びIR担当部長との面談時間を確保しております。

当社では、問題を早期に発見し、適正な監査を確保する観点から、監査の連携を含む外部会計監査人と社内との関係機関や関係部署との連携が不可欠であると認識しております。このような観点から、外部会計監査人と監査役、内部監査部門や経理部門等の関係部門、社外取締役との十分な連携を確保することとしております。

当社では、外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、代表取締役の指示により、各担当取締役が中心となって速やかに調査を行い、是正することとしております。その過程で、監査役は、常勤監査役を中心に、内部監査部門その他の関係部門との連携をとって、上記各担当取締役の調査の確認を行い、必要に応じて各取締役に対して是正勧告するとともに、是正後は、直ちに取締役等からは正結果についての報告を求めることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹内 隆夫	弁護士													
木村 恵子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内 隆夫			弁護士としての企業法務等に関する専門的知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくためです。
木村 恵子			公認会計士・不動産鑑定士・税理士としての豊富な経験に裏付けられた最新の管理会計全般に関する高い知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくためです。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、付与対象者と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第58回定時株主総より、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。
下記【取締役報酬関係】における「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の別に各々の総額を有価証券報告書に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益との連動も考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定金銭報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての金銭報酬(賞与)及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬等は、その職務に鑑み固定金銭報酬としての基本報酬のみで構成しております。

各報酬の決定方法の決定に関する方針、各報酬の割合の決定に関する方針及び報酬の決定方法については、有価証券報告書(https://ssl4.eir-parts.net/doc/6279/yuho_pdf/S100LCTZ/00.pdf)にて開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の提案背景、目的、その内容等につき、取締役会の開催前に資料を配布し、必要に応じて、社長室より十分な説明が行われております。尚、定期的に社外取締役と社外監査役は常勤監査役と交流し、情報の共有を行っております。

また、社外監査役については、補助スタッフ以外に要請に応じて、内部監査室が事務局となり、補助することとなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役・取締役会体制】

当社の取締役会は、取締役6名(本報告書提出日現在)で構成されており、原則毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、当社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに業務執行の監督を行っております。

【監査役・監査役会】

当社は、社内監査役1名(常勤)と社外監査役2名によって構成される監査役会を設置しております(本報告書提出日現在)。各監査役は、監査役会が作成した監査計画にしたがって、業務活動の全般にわたり、方針、計画、手続の妥当性や業務実施の有効性、法令等の遵守状況等につき、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、連結子会社の調査などを通じた監査を行い、これらを監査役に報告しております。さらに、会計監査人から随時監査に関する報告及び説明を受け、かつ計算書類及び附属明細書についても検討を加えております。

また、法律上の判断を必要とする事項については、顧問弁護士等の社外専門家との密接な関係を保ちつつ、適正なアドバイスを受けております。

【社外取締役及び社外監査役との間で締結している会社法第427条第1項に規定する契約の概要】

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を限度としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役体制の強化・充実により、コーポレート・ガバナンスの実効性をあげることが最も合理的であると考え、監査役会設置会社制度を選択しております。取締役会による業務執行の監督と監査役会による適法性・妥当性監査の2つの監視機能を発揮できる体制を維持することが当社にとって最適な体制であると考えております。

【社外取締役にに関する事項】

社外取締役に、グローバル企業かつ製造業における人事・総務を主とした経営部門での責任者としての見識と豊富な経験や営業の分野をはじめとする豊富で幅広い経験及び知識に基づいた助言や、監視を行っていただき、それによって当社経営の客観性・中立性及び妥当性が確保されることを期待して、当社経営のチェック機能を担っていただいております。

【会計監査人に関する事項】

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名 村上和久、福竹徹

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が株主総会議案の検討時間を十分に確保できるよう、外部会計監査人による適切な監査時間の確保等に配慮しつつ、招集通知の早期発送に努め、株主総会開催日(2022年5月17日)の3週間前に発送しております(発送日2022年4月26日)。また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議後、招集通知を発送するまでの間に、証券取引所及び当社ウェブサイトにて開示することとしております(掲載日2022年4月19日)。
電磁的方法による議決権の行使	2021年5月18日開催の定時株主総会より、従来の書面投票に加えて議決権行使の促進を図るため、電磁的方法による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用を開始しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議後、招集通知を発送するまでの間に、証券取引所及び当社ウェブサイトにて開示することとしております(掲載日2022年4月19日)。
その他	<p>< 株主総会関連の適切な日程 > 決算日から3ヶ月間という期間内に、株主総会招集通知を受領した株主の熟考期間を十分に取ることで、また、会計監査人による決算書類の監査に十分な日数を確保することを前提にスケジュールを設計した上で、出席者を収容できる会場の確保や社外をはじめとする取締役・監査役の出席可能性等を勘案し、総会日を決定しております。</p> <p>< 株主総会における適切な情報提供 > 株主総会招集通知については、法定記載事項のみならず、株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を積極的に盛り込むべく常に見直しを行い、記載内容の充実を図るよう努めております。また、これらの内容は必要に応じて機関投資家等との対話を通じて説明を行っています。さらに、総会の議場においては、映像資料を用いて、事業報告の主な内容や重要課題、中長期の展望について株主に分かりやすく説明、丁寧な質疑応答を行っています。</p> <p>< 株主総会決議事項の取締役会への委任 > 当社は中間配当など、株主総会決議事項の一部を取締役に委任できるようにしております。その前提として、取締役会(取締役6名)には、独立社外取締役2名が参画しており、株主視点でのチェックを行う体制をとっております。</p>

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を原則として年1回開催しており、社長から経営の概況や経営方針、業績の実績及び予想について報告・説明しております。また、担当者による個別の事業説明などは、随時行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・適時開示書類・有価証券報告書・四半期報告書・株主総会招集通知・株主総会決議・決算説明会資料について随時掲載を行っております。当社ウェブサイト： https://www.zuiko.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	戦略的な情報発信の強化をめざし、経営戦略部にIR機能を担っております。経営戦略部長以下総勢7名で対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及び当社グループは、紙オムツ・生理用ナプキン製造機械の専門メーカーとして時代の変化にスピーディーに対応して新しい価値を創造し、時代を先取りする独創性と技術力でお客様の期待を超えることにより国内はもとより海外市場にも積極的に展開し、グローバル市場における確固たる地位を築くことにより、衛生用品業界の発展と人々の健康・福祉に貢献することを目指しています。この企業理念のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、従業員、お客様、取引先、債権者、地域社会をはじめとする、当社に関わる様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。また、商品・サービスの提供を通じて、衛生用品業界の発展と人々の健康・福祉に貢献し続けるためには、国や地域を問わず、全ての法令を遵守し、その精神を尊重すること、公正な競争のもとで利潤を追求すること、及び企業活動を通じて広く社会に貢献することが、社会との信頼関係を築く上で当社に課せられた普遍的かつ重要な使命であると認識しております。この考えに基づき、当社及び当社グループの役員及び社員一人ひとりが業務遂行において遵守すべき行動規範「瑞光グループ倫理方針」及び行動指針「THE ZUIKO WAY」を制定し、当社及び当社グループの役員及び社員に広く浸透させております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適切かつ信頼性のある企業情報を、隠蔽することなく、適時かつ公正に開示することが、経営の透明性を確保するための重要な経営課題であり、全てのステークホルダーからの理解と信頼を得るために必要不可欠であると認識しております。そのため、会社法・金融商品取引法等の法令や証券取引所が定める規則の遵守はもとより、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要であると判断される情報(非財務情報を含みます。)については、法令に基づく開示以外の情報についても積極的に、かつ分かりやすく、開示することとしております。
その他	女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保 当社及び当社グループは、全てのグループ社員が生き生きと働き、安心して仕事に従事できる職場環境作りを努め、ワークライフバランスの実現に向けた各種支援を行っております。また、性別・経歴・国籍・文化的背景等を区別せずに人材を登用し、社内の多様性の確保を図ることとしております。特に、女性社員が安心して子供を育てることができる職場環境作りを積極的に推進しております。例えば、産前産後の休暇、母性健康管理のための休暇や育児短時間勤務を利用した勤務形態の柔軟化、出産・子育て支援のための出産祝金支給制度の導入など、様々な制度を導入しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

- 「取締役会規程」「役員規程」「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底する。
- 取締役会等を通じて取締役に積極的に発言を行わせることにより監督機能を整備し、また、社外取締役を複数名選任することにより、強固な監督機能を具備する。

- c. 監査役及び監査役会により、取締役の職務執行に対する監査等を実施する。
- d. 社外取締役と社外監査役は、常勤監査役と意見交換会を開催し、重要事案に関する情報共有を行う。
- e. 知財法務部が事務局となり、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス状況の管理に取組むとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を実施する。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成し、法令及び文書管理規程等に従い、取締役会事務局により適切に保存する。また、各種決裁事項等に関する稟議書等についても、担当部署により法令及び文書管理規程等に従い適切に作成・保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 人事総務部が事務局となり、リスクマネジメント委員会を設置し、事業経営に影響を与えるリスクを洗い出して重要リスクを特定する。
- b. 各重要リスクについては経営会議に提起し、対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、事業戦略的に改善を推進する。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- a. 「稟議規程」の運用、各部門長への権限委譲の徹底、経営会議の開催、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステム整備により、意思決定の迅速化を図る。
- b. 「年間見通し」「中期計画」等を策定し、月次決算においてその進捗状況を確認・検証のうえ、速やかに対策を立案・実行する。

(5) 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

- a. コンプライアンス委員会は、「瑞光グループ倫理方針」等の社内規程やコンプライアンス遵守の取組み、階層別研修をはじめとする各種の啓発活動を行う。
- b. 準拠性に基づく内部監査等の実施、内部通報窓口の拡充を行い内部窓口として(a)ハラスメント相談窓口、(b)監査役通報を設置し、経営陣から独立した窓口である外部窓口として(a)リスクヘルプライン(外部弁護士が受付)、(b)電話相談(専門業者スタッフが受付)を設置し、これらの運用を通じて不正行為の早期発見に努める。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 「瑞光グループ倫理方針」及び「稟議規程」の運用、グループ横断的な職能規程の整備、グループ子会社への取締役及び監査役の派遣・株主権の行使、内部監査部門による定期的な「内部監査」「内部統制監査」の実施、目標の共有化及び通達等により、当社の内部統制システムの基本方針をグループ子会社に周知するとともに、子会社との間で適切な情報伝達等を行う。
- b. 上記各体制のもとそれぞれの地域の責任者が主体となり、当社グループの業務の適正を確保することにより、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についても適切な対応を行う。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

職務補助者(監査役スタッフ)の設置については、監査役と取締役会が協議のうえ、専任または兼任の使用人を監査役スタッフとして配置するものとする。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- a. 各監査役が、監査役スタッフへの指揮命令を行い、監査役スタッフは、それに従って監査役職務の補助を行う。
- b. 監査役スタッフの異動、処遇等の人事事項は、監査役と人事課が事前協議のうえ実施する。

(9) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制

- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が、各社の監査役主催の定例会等において業務の運営や課題等について報告するとともに、監査役に対して取締役会及び重要会議へ出席することを要請して適宜報告する。また、子会社の監査役は、各社における報告内容に関し、当社監査役に対して適宜報告する。
- b. 「監査役通報システム」によって、会計及び監査における不正や懸念事項について、当社及び子会社の使用人等が直接、当社の監査役会に通報する体制を構築する。

(10) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告者に対し報告を理由とした不利な取扱いが行われないよう、関連部門に要請する。また、「監査役通報システム」において、匿名での通報を認めるとともに、通報したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(11) 監査役職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針

- a. 「監査役監査基準」に従い、監査の実効性を確保するために、監査役職務の執行上必要と見込まれる費用について予算を計上する。
- b. 緊急または臨時に搬出した費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。
- c. 監査役は監査費用の支出に当たってその効率性及び適正性に留意する。監査役の実効性を確保するため、監査役職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払い又は償還する。

(12) その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い、会計監査人との連携を図る。
- b. 「内部監査室」を設置し、毎月の報告・連絡会を実施する。なおそれらの人事事項は、監査役の同意を必要とする。
- c. 当社監査役と子会社の監査役との連携を図るために、子会社の監査役は当社常勤監査役に対し適宜報告する。
- d. 各部門は監査役による国内外の事業場往査に協力し、内部監査部門も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力する。
- e. 監査役は、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求めることができる。
- f. 監査役が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。

(注)グループ子会社とは、会社法上の子会社をいう。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1 取締役及び従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。
- 2 反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定

